（様式２）

庁議（政策会議） 案件申込書

開催日　平成22 年 1 月 25 日

案 件 名	新たな「さがみはら産業集積促進方策」（新STEP50）の取り組みについて
所　　管	環境経済 局　経済 部　企業立地推進室 課　担当者　　内線
概　　要	「さがみはら産業集積促進方策」(STEP50)の適用期間終了後(平成22年3月末)の新たな方策を提案するもの。 〇STEP50の取り組み状況 〇新たな方策(案)について ・奨励措置等の概要
審議内容（論点）	〇新たな「さがみはら産業集積促進方策」（新STEP50）について ・相模原市産業集積促進条例及び規則改正等

審議希望日													
	関係課長会議	平成21	年	8	月	21	日	政策調整会議	平成21	年	10	月	21	日
	局経営会議	平成21	年	10	月	16	日	政策会議	平成22	年	1	月	25	日

日程等調整事項						
	条例等の調整	改廃あり	議会上程時期	平成22年3月	定例会	
	パブリックコメント	実施あり	時期	H21.12.15～H22.1.14	議会への情報提供	部会

検討経過等

関係部局との調整

関係部局名等	調整項目	調整状況
総務課	条例改正案について	調整済み

打 合 せ ・ 会 議 の 経 過

月　日	会議名等	内　容
H20.12.25	副市長説明	新たな産業集積促進方策（方針）について
H21.1.21,H21.2.17	市長説明	新たな産業集積促進方策（方針）について
H213.3	関係課打合せ会議	新たな産業集積促進方策（方針）について
H21.6.15	関係課打合せ会議	新たな「さがみはら産業集積促進方策」（新STEP50）の取り組みについて
H21.8.21	関係課長会議	新たな「さがみはら産業集積促進方策」（新STEP50）の取り組みについて
H21.10.16	環境経済局経営会議	新たな「さがみはら産業集積促進方策」（新STEP50）の取り組みについて
H21.10.21	政策調整会議	新たな「さがみはら産業集積促進方策」（新STEP50）の取り組みについて

備　考

平成21年3月～5月　市内産業界（相模原商工会議所、津久井4商工会）への方針説明及び意見聴取
平成21年12月2日　環境経済部会　説明

政策調整会議の結果等

原案を　上部庁議へ付議する　（　　）

〇産業界等への事前説明の内容は。また、その結果は。
→現行制度の取組み実績と新方策の基本方針を説明した。産業界からの意見としては、特に相模原商工会議所から住工混在問題の対策をはじめ、老朽化した工場の建替支援、市外からの大企業の誘致などが寄せられた。
〇30年立地企業への建替支援策は、住工混在対策にならないのではないか。工業専用地域に立地誘導すべきでは。
→長年市内で操業してきた工場周辺では宅地化が進み、操業環境が悪化している。こうした企業が市内で新たに設備投資を行うことで、生産効率の向上、周辺環境への対応が図られ、市外流出の抑制につながるものと認識している。なお、現在、市内の工業専用地域には誘致可能なまとまった用地がないのが現状である。
→建替促進とあわせて既存工業地を保全していくことも必要であり、新方策では現行、STEP50の奨励措置である工業用地保全策と継承策を継続していく。

主な意見等	○評価・検証のなかで、工業地が高層マンションになったケースをシュミレーションし、その結果から企業誘致の必要性、工業地保全の意義などを整理した方が説得力が増すのではないか。 →昨年、都市みらい研究所がA&Aを事例に産業系と住宅系の開発を比較したが、詳細な内容まで踏み込んでいない。宅地開発の場合、住民からの税収だけではなく、居住することで教育・福祉・ゴミなどの行政需要が発生する。これらを数値化していくのは難しいが、検討していきたい。 ○貸工場への支援はなくなったのか。 →現行制度では貸工場が1件しかないことから新方策において奨励措置から除外した。なお、貸工場については特別融資制度で支援していきたい。 ○産業連関表での検証はしないのか。 →産業連関表による経済波及効果については、現在、立地実績が半分しかないこと、算出には経費がかかることから、産業連関表を管理している都市みらい研究所と調整していきたい。 ○製造業以外にも業務系や商業、物流等の業種について検討したのか。 →当初、市長説明において業務系を盛り込んだが、対象エリアの絞込み、移転した場合の取り扱いなど課題が多いため見送った。また、商業や物流については、市として立地誘導すべき業種かどうか、これまでの市の施策を十分踏まえ慎重に検討していかなければならないと考える。 ○新たな都市づくりの拠点への立地促進に際し、拠点の将来像を市として整理すべきではないか。 →経済部とまちづくり計画部及び事業部とよく調整して欲しい。
事案の具体的な内容 （1）事案概要 （2）事業スケジュール （3）事業経費等	(1)事案の概要 ○方針 「選択と集中」のもと効果的かつ戦略的な産業集積促進方策を展開 ○視点 ①「新たな都市づくりの拠点」への立地促進 ②主体的な工業用地保全の取組みを支援 ③ものづくり人材の確保を支援 ④融資制度を軸とした支援 ⑤奨励措置に伴う財政負担の圧縮 ○最低投資額 大企業10億円、中小企業1億円 ○奨励措置 ・土地取得奨励金 新たな都市づくりの拠点への立地 土地取得費の10%以内 10億円限度 ・建物建設奨励金 市内30年以上立地企業 建物建設費の10%以内 3億円限度 工業系地区計画内に立地し同一区域内に新たに立地する企業 建物建設費の10%以内 3億円限度 ・不均一課税 新設（新たに用地を取得して工場を建設） 土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税を5年間、2分の1軽減 既存事業所活用（既に建築された工場を用地とともに取得） 土地に係る固定資産税・都市計画税を5年間、2分の1軽減 増設（市内30年以上立地企業、地区計画内立地企業の増改築） 家屋に係る固定資産税・都市計画税を5年間、2分の1軽減 ・雇用奨励金 奨励措置を受けた企業が1名以上（大企業は6名以上）常用雇用する場合 一人当たり30万円（100人まで） ・工業用地継承奨励金及び工業保全地区奨励金（変更なし） ○中小企業施設整備特別融資の拡充 ・対象事業費 2分の1以内で3000万円以上5億円限度 ・融資利率 年2.1%以内 ・利子補給 当初5年間1.2%（地区計画エリア1.5%） ・利用者負担利率 0.9%（地区計画エリア0.6%） (2)事業スケジュール 平成22年 2月 3月定例市議会 改正案上程 平成22年 4月 改正条例施行 (3)事業経費等 奨励金 約32億円（平成23年度～平成31年度） (4)パブリックコメント意見募集 ・期 間 平成21年12月15日～平成22年1月14日 パブリックコメント意見募集 ・意見等提出者数 ２人２件